

東京税財政研究センター  
報 第93号

2016. 1. 1 発行  
 発行人 永 沢 晃  
 東京都新宿区百人町1-16-18  
 センチュリービル2F  
 TEL 03 (3360) 3871  
 FAX 03 (3360) 3870  
 E-mail tzzkc@nifty.com



理事長  
永 沢 晃  
役員一同

税金が国民生活破壊、戦争に使われることは断固許さない



(国宝・姫路城)

明けましておめでとうございます。

日本国憲法9条2項には「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定されています。これを縦から読もうが横から読もうが、誰がどう読んでも普通の国民なら「日本は軍隊を持たない。戦争をしない」ということを規定したものと理解しているのではないのでしょうか。

ところが、安倍自公政権は「憲法9条があっても集団的自衛権は認められている」と閣議決定し「戦争法案」を強行採決し、「日本を戦争できる国・自衛隊を軍隊として海外派兵できる国」へと大転換させてしまいました。

2015年は戦争法をはじめ、TPPの合意、沖縄辺野古基地の建設強行、労働者派遣法の改悪、原発再開・輸出、さらに消費税の増税等々、立憲主義・民主主義を無視した国民生活破壊の政治、財界・大企業べったり、米国追随の政治・政策がこれでもかというほど強行されました。

また、「2015 経済財政運営と改革の基本方針」(2015 骨太方針) や平成 28 年度税制改革方針で

は、法人税の減税(20%台へ)と赤字法人への課税強化、社会保障費の削減、軍事費の増大などが露骨に提起されており、2016年は国民生活の一層の悪化が懸念されます。

しかし、こうした政治の流れに対し「安倍政治は許さない」「立憲主義を守ろう」と多くの人々が立ち上がり、「戦争法の廃止」を求める2000万署名も取り組み始められており新たな希望の灯も見え始めました。

日本国の主権者は安倍首相でも自公政権でもありません。国民一人ひとりです。その国民一人一人が支払った税金が国民生活破壊や戦争のために使われることは断固として阻止しなければなりません。

私たち、東京税財政研究センターは「税の研究団体」として、税の取り方・使われ方が真に国民生活の向上・平和と民主主義の発展のためになることを願い、今年度も一層の研究活動と情報発信を積極的に進めてまいりたいと思います。

本年度もよろしくお願いいたします。

## 税務調査の動向と マイナンバーの実務的対応 — 第53回公開講座開かる —

第53回公開講座は昨年11月4日、御茶ノ水全労連会館で91人の参加者を集めて開催されました。冒頭挨拶に立った永沢理事長は次のように語りました。

「安倍政権の政治、政策はどれをとっても国民の意思を無視した暴走・クーデターとって過言ではない。これに対して全国津々浦々で様々な階層の人々が民主主義、立憲主義を守るために立ち上がっている。税制はますます大衆課税強化、消費税増税の方向に進む可能性がある。税制、税務行政の民主化を実現するために奮闘したい。」

報告の一番手は山口潤一郎会員。(写真下)

山口会員は平成26年度の税務調査の結果について当局データを基に解説。さらに、平成27年度の事務運営について特に留意すべき点について、各部門にわたって説明しました。



二番手は長く法人税業務に携わり昨年退官したばかりの新進気鋭の舟渡豊治会員(写真左下)。平成27年度年度の法人課税部門の事務運営について、数々の経験を踏まえ報告。消費税の適正課税、国際化への対応、稼働無申告法人への取り組み強化などを重点課題としていることを報告しました。



続いて資産課税から最近の資産課税事務運営と(相続税調査の傾向について増山満樹会員(写真右下)が報告。相続税の課税ベースの拡大に伴う調査対象者件数にどう対応していくか、低階級への手広い接触を帰するため、「実地調査以外の調査」を拡大強化していく方針を確認していると報告しました。



最後は「マイナンバー制度、税理士の対応」と題して岡田俊明会員(写真次段)が報告。この問題では講演で全国を飛び回っている同会員。税理士が対応しなければならない手続きについて詳細に報告。マイナンバー制度の現状、問題点も明らかにしました。会場を埋めた参加者からは「このよう



な学習が税理士全体に行き渡るように望む」「納税者の権利とともに税を考えることがますます重要」「税務署の調査のやり方がわかった」「マイナンバー大変参考になった」などの声がアンケートに寄せられました。

アンケートに寄せられました。

### 第五回 公開講座

日時・2016年2月1日(月)PM1時〜

会場・全労連会館(お茶ノ水)

テーマ・「税務調査・徴収の変化と税理士の対応」

・平成28年度税制改正大綱をどう読むか

・「猶予制度」の見直しへの対応

・調査の遡及・重加にどう向き合うか

参加費・五〇〇〇円

(会員及び関係者三〇〇〇円)

団体参加(10人以上)はセンターまで

## 多数の参加を!

法人税減税をはじめ、大企業優先の税制体制が一段と明らかになってきた平成28年度税制改正大綱。安倍政権の強権的政治をそのままに持ち込んでいます。講座では将来も見据えて今回の税制改正大綱を検証します。

2017年の消費税10%引き上げにより、税金を滞納する納税者は一挙に増加すると見られています。滞納問題の知識を深めておくことは税理士にとっても重要な課題になってきます。見直しされた「納税の猶予」制度について徴収問題に精通した会員が解説します。

調査手続きが法制化したことによる課税庁の局間、署間、担当者間の法解釈、手続きなどのちぐはぐが目立っています。調査の予知、遡及年数、重加算税の賦課要件、認定賞与課税など行政の不均一は即、納税者の不利益ですが、税理士側も十分な対応をしているとは言いきれません。そこで、今回は調査の遡及年数、重加の賦課要件を整理し、課税庁に対し行政の均一性を要求していく足がかりとします。税理士事務所職員にとっても即明日の糧となる大事なテーマです。

## 「稼ぐ力」のある企業を優遇し、 赤字企業はゾンビと切り捨てる税制

2015年12月16日、自民・公明両党は、2016年度税制改正大綱を決定しました。安倍政権は、「一億総活躍社会」の緊急対策の筆頭に大企業の要求に応じた法人実効税率を「早期に20%台に引き下げる」と掲げ、税制改正大綱は、法人実効税率を前倒して29.97%に引き下げる決定をしました。「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減し、その代替財源として、外形標準課税の強化や欠損金の繰越控除の縮小など赤字企業にその負担を求める内容となっています。「ゾンビのような企業が経済の足を引っ張るより、新陳代謝を図る方が資本主義の常道だ」（小林善光経済同友会代表幹事）と経済界は今回の大綱を歓迎しています。利潤率の高い企業に税制上の恩典を与え、「稼ぐ力」のない企業は淘汰されるという残酷な「改革」です。

### 日本の企業の税負担は高くない

第二次安倍政権の発足した直後の法人実効税率は、37%でしたが、2015年度までにすでに5%下げ、今回の税制改正大綱では29.97%に引き下げます。3年で合計7.63%の引下げです。法人実効税率を1%引き下げれば、約5,000億円の減収といわれていますので、7.63%の引下げ効果は、年約3兆8千億円の税収減となります。

日本の法人実効税率が諸外国と比較して高いので、企業の国際競争力の確保から税率引き下げが叫ばれます。しかし、多くの租税特別措置がある日本の実質的な法人実効税率は、高くない実態があります。例えば、「2015年版税制改革の提言」（国公労連）の試算によれば、資本金100万円以下の企業の法人税負担割合が22.6%であるのに対し、資本金100億円の企業の法人税負担割合は13.7%となっています。そして、大企業の実際の負担割合は表面の法人税率（25.5%）から大きく下回っています。

### 選挙対策用「軽減」税率

消費税の2017年4月から10%増税は確実に実施し、飲食料品（酒類・外食サービスを除く）、定期購読契約の新聞（週2回以上発行）の譲渡は8%に据え置くと決めました。2021年4月からはインボイス制度（適格請求書保存方式）導入が予定されます。つまり、この決定は消費税の増税であり、低所得者層を含

む国民への増税であり、格差の更なる拡大に結び付きます。官邸主導で決めたいいわゆる「軽減税率」の導入は、「安定財源」の確保や社会保障の削減は参議院選挙後に検討というように、参議院選挙乗り切りの「選挙対策」であることを浮き彫りにしました。「軽減税率」導入ありきだけで、「軽減税率」導入による事務負担の増加や執行上の困難性を検証した形跡はありません。国民の生命と暮らしを守るために、消費税10%への引上げを中止し、低所得者への負担軽減策については、税制全体で格差是正の措置を講じるべきです。

### 納税環境整備など

納税環境整備では、クレジットカード納付制度の創設や加算税制度の見直しが行われます。調査の事前通知後更正の予知前に提出された修正申告書に係る加算税の5%賦課（現行：0%）や5年間の間に再び重加算税等が賦課される場合の10%割増などです。また、役員給与における業績連動型報酬や株式報酬の損算入など「稼ぐ力」のある大企業への優遇措置が図られます。比較的効き目の強い市販薬（スイッチOTC医薬品）を買った世帯に対し、所得税を軽くする仕組みを創設します。予防接種や健康診断を受診した人が対象で、症状が重くなる前に市販薬を服用するなど人々の健康管理を高め、膨張が続く医療費の抑制につなげるのが狙いようです。（八代 司）

## 新入会員紹介

### ※ 会 員

- ◎ 藤平 和良  
〒135-0061 江東区豊洲 2-5-1-3013  
TEL/03-3531-7274  
<事務所>  
〒274-0825 船橋市前原西 2-14-1-903  
津田沼合同事務所  
TEL/047-473-8170 FAX/047-409-8149
- ◎ 藤平 悦子  
〒135-0061 江東区豊洲 2-5-1-3013  
TEL/03-3531-7274  
<事務所>  
〒169-0073 新宿区百人町 1-16-18  
センチュリービル2F  
東京合同事務所

## センター活動日誌

2015/9/ 1 東京第一会計  
 9/ 3 東京学習会議  
 9/ 5~6 青森県保険医協会  
 9/ 8 東京土建清瀬久留米支部  
 9/12 日向民商  
 9/20 神奈川建設労働組合連合会  
 9/24 全建総連東京都連  
 9/26 宮崎県商連  
 9/27 神奈川県南武商工会  
 10/ 1 横浜建築職組合  
 10/ 4 新婦人国分寺支部  
 10/ 7 納税通信社  
 10/ 8 法律関係事務所労働組合  
 10/ 9 第一経理  
 10/13 東京土建北支部  
 10/14 東京土建日黒支部  
 10/16 東京土建足立支部  
 10/17 東京学習会議  
 10/21 神奈川税経新人会  
 10/22 東京建設従業員組合  
 10/24 新婦人町田支部  
 10/25 目黒民商  
 10/27 東京建設従業員組合  
 11/ 8 北沢民商

11/11 東京土建多摩稲城支部  
 11/12 全建総連東京都連主婦の会  
 11/15 青森県保険医協会  
 11/17 戸塚民商  
 11/18 東京土建日野支部  
 11/20 埼玉保険医協会  
 11/21 千葉県朝鮮商工会  
 11/23 松戸高齢者の集い  
 11/23 東京土建日野支部  
 11/24 東京土建足立支部  
 11/27 神奈川土建相模原支部  
 11/29 全建総連南部建設組合  
 11/30 東京土建目黒支部  
 12/ 4 明治学院大学  
 12/ 6 神奈川土建本部  
 12/12 青山学院大学  
 12/16 林税理士事務所



(福岡県博多区/志賀島)

## ザ・コラム

▼マイナンバーがこの1月から本格実施に移される。未だ通知カードの未配達があり、今月から始まるマイナンバーカードの交付も一波乱ありそうだ▼自身の番号をネット上に公開した千葉県の男性に、番号制度の所管官庁である特定個人情報保護委員会は、これをプリントしたりすると番号法違反になる可能性を指摘して「注意喚起」した。また、番号に2と9が含まれているカードを提示すると四人前をサービスするとした大阪の焼肉店に待ったをかけた。これらは本当に違法になるのだろうか▼マイナンバーについていろんな質問に出くわすが、こんなのがあった。「私の番号がおかしい。最初の4桁が私の銀行通帳の暗証番号で、次の4桁が私の住所なんです。私は監視されているようだ」と、通知カードを手に訴える。全くの偶然だとは思いますが、本人にとっては気持ち悪いことこの上ない▼「市役所の窓口でそのことを話して番号変更を申し出てみてください。変更可能な場合に当たるかもしれませんから」と答えた。ただ、4219(シニイク)など不吉な番号というだけでは変更されないようだ▼マイナンバーは昨年10月5日現在、日本に住民票のある者全員に強制付番され、離脱不可能である。つまりは拒否できない。が、使わないことは出来たとしても、使われないことの保証はない。プライバシー侵害の恐れが内在するような制度が存続して良いのかは、検討の余地が十分にあり、今からでも遅くはなく、よくよく考えたい。

(T・O)